

令和元年度
第10次相模原市交通安全計画
施策取組状況報告書

相模原市

目 次

第1章 第10次相模原市交通安全計画の概要	1
1 計画の位置付け及び計画期間	1
2 計画の目的(基本的な考え方)	1
3 計画の目標	2
4 計画における重点取組	2
(1) 自転車交通安全対策の施策	2
(2) 高齢者の交通安全対策の施策	3
5 交通安全の対策	3
(1) 交通安全対策を進める視点	3
(2) 交通安全対策の施策	3
第2章 令和元年度交通安全施策の取組状況	5
1 交通事故の状況(令和元年交通事故の特徴)	5
2 交通安全対策の令和元年度の取組状況	5
3 総括及び課題等	6
計画目標に対する実数値	6
計画目標に対する令和元年の達成状況の詳細(各区ごと)	7
4 第10次相模原市交通安全計画取組状況及び予定一覧	8
【参考資料】	
1 交通事故の推移	23
(1)事故件数	23
(2)死者数	23
(3)負傷者数	24
(4)自転車の交通事故件数	24
(5)高齢者の交通事故件数	25

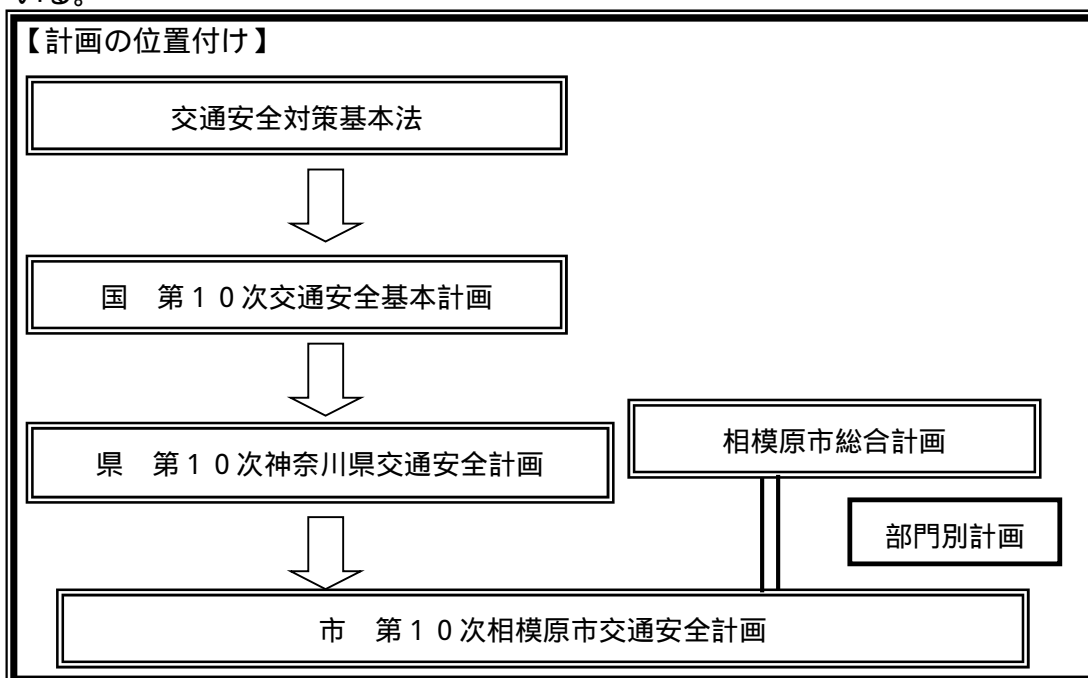
第1章 第10次相模原市交通安全計画の概要

1 計画の位置付け及び計画期間

第10次相模原市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき策定する交通安全計画で、国が策定した第10次交通安全基本計画及び神奈川県が策定した第10次神奈川県交通安全計画に基づき、本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

また、本計画は、相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられており、その他本市の行政計画等と整合を図り策定している。

なお、計画期間については、平成28年度から令和2年度までの5年間としている。



2 計画の目的（基本的な考え方）

- ・人命尊重の理念の下、「交通事故のない社会」という究極目標を目指して、交通安全対策に取り組む。
- ・子どもや高齢者等の交通弱者を思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進する。
- ・歩行者や自転車利用者等の「人」に対する交通安全意識の高揚を図る啓発活動、「交通環境」面では、道路網・交通安全施設設備等の充実など、効果的な施策を推進する。
- ・関係機関・団体等の緊密な連携を図り、市民との協働による交通安全推進体制に基づき、交通安全活動を効果的に推進する。

3 計画の目標

- (1) 令和2年までに全交通事故件数を2,520件以下にする。

(平成27年2,787件 令和2年2,520件以下へ)

緑区	中央区	南区
(平成27年661件) 600件以下	(平成27年1,172件) 1,060件以下	(平成27年954件) 860件以下

- (2) 令和2年までに自転車の交通事故件数を620件以下にする。

(平成27年874件 令和2年620件以下へ)

緑区	中央区	南区
(平成27年187件) 135件以下	(平成27年368件) 260件以下	(平成27年319件) 225件以下

- (3) 年間の高齢者人口1万人当たりの交通事故件数を50件以下にする。

(平成27年54件 毎年50件以下)

緑区	中央区	南区
(平成27年54件) 50件以下	(平成27年62件) 50件以下	(平成27年46件) 46件以下

- (4) 年間の24時間死者数を10人以下にする。

(平成27年11人 毎年10人以下)

4 計画における重点取組

- (1) 自転車交通安全対策の施策

- ・事故危険箇所対策等の推進
- ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- ・自転車利用環境の整備
- ・公共交通関連施策の推進
- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全市民運動の推進
- ・自転車の安全利用の推進
- ・反射材用品等の普及促進
- ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進
- ・自転車の安全性の確保
- ・交通の指導・取締りの確保

- (2) 高齢者の交通安全対策の施策
 - ・高齢者、障害者等の安全に資する歩行者空間等の整備
 - ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - ・高齢者に対する交通安全教育の推進
 - ・交通安全市民運動の推進
 - ・高齢者事故防止運動の推進
 - ・反射材用品等の普及促進
 - ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

5 交通安全の対策

- (1) 交通安全対策を進める視点
 - ・高齢者及び子どもの安全確保
 - ・歩行者及び自転車の安全確保
 - ・生活道路における安全確保
 - ・市民との連携・協働

- (2) 交通安全対策の施策

施策1 道路交通環境の整備

- (1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2)幹線道路における交通安全対策の推進
- (3)交通安全施設等整備事業の推進
- (4)効果的な交通規制の促進
- (5)自転車利用環境の整備
- (6)公共交通関連施策の推進
- (7)災害に備えた道路交通環境の整備
- (8)総合的な駐車対策の推進
- (9)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

施策2 交通安全思想の普及徹底

- (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2)効果的な交通安全教育の推進
- (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進
- (5)住民の参加・協働の推進

施策3 安全運転の確保

- (1)運転者教育等の充実
- (2)エコドライブ等の推進

施策4 車両の安全性の確保

- (1)自動車の点検整備の充実
- (2)自転車の安全性の確保

施策5 道路交通秩序の維持

- (1)交通の指導・取締りの強化等
- (2)安全・安心パトロール等の強化

施策6 救急医療体制等の充実と推進

- (1)救急体制の充実・強化と推進
- (2)救急医療機関等との緊密な連携の推進

施策7 被害者支援の充実と推進

- (1)交通事故相談活動
- (2)交通事故被害者等に対する支援

施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

- (1)鉄道の交通安全
- (2)踏切道における交通の安全

第2章 令和元年度交通安全施策の取組状況

本市では、交通安全対策を効果的に推進していくため、国の「第10次交通安全基本計画」及び県の「第10次神奈川県交通安全計画」を踏まえ、平成28年度から令和2年度までの5年間に本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱である「第10次相模原市交通安全計画」を定め、交通安全に関する施策に取り組んでいる。

本計画では、国や県における目標を踏まえ、本市の目標を定め、目標達成に向け8つの施策と26の細施策を掲げ取り組んでおり、ここでは、本計画に基づき、令和元年度の取組状況について報告している。

なお、目標の達成結果と施策に対する評価については、計画期間の最終年度に行うものとする。

1 交通事故の状況（令和元年交通事故の特徴）

（交通事故件数）

交通事故件数については、2,215件で、平成30年の2,546件から331件減少した。

（死者数等）

死者数については、7人で、過去最少となった平成28年と比較して3人増加したものの、昨年より7人減少した。

死亡事故7件のうち、自転車が関係する事故、高齢者が関係する事故ともに1件ずつであった。

（自転車の交通事故）

自転車の交通事故件数については、682件で平成30年の771件から89件減少したものの、全交通事故件数に占める割合は、30.8%で前年（30.3%）より増加し、県内の23.4%と比較して大きく上回っている状況である。

（高齢者の交通事故）

高齢者の交通事故件数については746件で平成30年の802件から56件減少し、全交通事故件数に占める割合は、33.7%で前年（31.5%）より増加したが、県内の34.2%と比較して0.5ポイント低くなっている。

2 交通安全対策の令和元年度の取組状況

別紙参照

3 総括及び課題等

令和元年は、全交通事故件数、死者数、自転車関係する交通事故件数、高齢者が関係する交通事故件数のいずれも、平成30年と比較して減少した。

しかしながら、自転車関係する交通事故の割合は、県内の状況と比較して非常に高く、指定場所一時不停止や交差点での安全不確認など交通違反や危険な運転が行われている状況である。また、全交通事故件数・高齢者の関係する事故は減少傾向にあるものの、全交通事故に占める高齢者が関係する交通事故の割合が依然として高い傾向である。

こうした状況の中で、自転車活用推進法が施行されるなど、自転車利用者の一層の安全対策についての対応が求められており、更には平成27年に掲げた目標に対して未達成の部分があることから、本計画の重点取組として掲げている自転車及び高齢者の交通安全対策について、より一層の取組が求められている。

こうしたことから、平成29年12月に制定された「相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例」に基づいた自転車の安全利用の促進とともに、高齢者が係わる交通事故の中でも特に社会的問題にもなっている高齢ドライバーによる交通事故防止に向け、引き続き関係機関・団体と連携し、重点的に取り組んでいく必要がある。

【計画目標に対する実数値】

項目	平成27年 (基準値)	平成30年	令和元年	目標値
全交通事故 発生件数	2,787件	2,546件	2,215件 達成	令和2年までに 2,520件
自転車の交通事故 発生件数	874件	771件	682件 未達成	令和2年までに 620件
高齢者人口1万人 あたりの事故件数	54件	44.9件	41.1件 達成	毎年 50件以下
死者数	11人	14人	7人 達成	毎年 10人以下

計画目標に対する令和元年の達成状況の詳細（各区ごと）

 ・・・計画で目標設定し、達成した項目
 ・・・計画で目標設定し、未達成の項目

	目標1		目標2		目標3		目標4
	全交通事故発生件数 令和2年までに 2,520件		自転車交通事故発生件数 令和2年までに 620件		高齢者事故(人口1万人当 たり) 毎年50件以下		死者数 毎年 10人以下
	R1全交通事故 発生件数	計画 目標値	R1自転車事故 発生件数	計画 目標値	R1高齢者事故 件数	基準値	R1死者数
達成率	達成率 基準値	達成率	達成率 基準値	高齢者人口 1万人当たり 事故件数	計画 目標値		
緑区	483(-78)	600	128(-11)	135	169(-10)	54	3(0)
	291.8%	661	113.5%	187	36.5	50	
中央区	852(-189)	1,060	291(-37)	260	300(-31)	62	1(-5)
	285.7%	1,172	71.3%	368	45.6	50	
南区	880(-64)	860	263(-41)	225	277(-15)	46	3(-2)
	78.7%	954	59.5%	319	39.9	46	
計	2,215(-331)	2,520	682(-89)	620	746(-56)	54	7(-7)
	214.2%	2,787	75.6%	874	41.1	50	

()内数値は前年数値からの増減

全交通事故件数及び自転車交通事故件数の下段にある割合(%)については、令和元年の交通安全計画目標値に対する達成率

$$\text{達成率} = ((\text{基準値}) - (\text{R1実績})) / ((\text{基準値}) - (\text{計画目標})) \times 100$$

(H31.1.1)

高齢者人口(市全域: 181,494 緑区: 46,335 中央区: 65,723 南区: 69,436)

第10次相模原市交通安全計画取組状況(令和元年度)及び予定(令和2年度)

1 道路交通の環境整備

施策名及び細施策名		令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 生活道路における交通安全対策の推進	啓発看板等の促進 路側帯のカラー化	(各区役所地域振興課) 自治会やPTA等に対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発用の交通看板や電柱幕等を配布した。	啓発看板等の促進 路側帯のカラー化	(各区役所地域振興課) 自治会やPTA等に対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発用の交通看板や電柱幕等を配布する。
	イ 通学路における交通安全の確保	生活道路における交通安全対策推進施策(ゾーン30)の路面標示 生活道路エリア対策の実施 信号機の整備 無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去 通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	(中央区役所地域振興課) 生活道路の安全対策が必要なエリアにおいて、地域・学校・警察等と連携して、安全対策の検討を行った。 (路政課・各土木事務所) 3225m 0箇所 (道路計画課) 生活道路エリア対策の推進 (道路整備課) 信号機の整備 ・なし (障害政策課) 音響信号機の設置を神奈川県及び神奈川県警に要望	生活道路における交通安全対策推進施策(ゾーン30)の路面標示 生活道路エリア対策の実施 信号機の整備 無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去 通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	(都市整備課) 放置自転車の移動(旧相模原市域) (路政課・各土木事務所) 随時対応(旧四町) (学務課) 通学路交通安全プログラムに基づき、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行う。 (道路計画課・中央土木事務所) [中央区]の取り組み 令和元年度に「星が丘エリア」を選定し、関係各署と連携しワーキングを開催。対策工事を本年度実施予定。
	ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去 通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	(道路整備課) 無電柱化推進事業 ・市道相模氷川 (道路計画課) 相模原市無電柱化推進計画の策定 (都市整備課) 放置自転車の移動(旧相模原市域) (路政課・各土木事務所) 23台(旧四町) (学務課) 通学路交通安全プログラムに基づき、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行った。実地踏査実施校12校、改善要望提出校24校	無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去 通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	・カラーシート舗装 130㎡ ・交差点鈺 1箇所 ・カーブミラー 2基 ・区画線 250m (道路計画課・南土木事務所) [南区]の取り組み 令和元年度に「東林エリア」を選定し、関係各署と連携しワーキングを開催。対策工事を本年度実施予定。 ・区画線 420m ・カラー舗装等 370m2 (道路整備課) 無電柱化推進事業 ・市道相模氷川 (路政課・各土木事務所) 1000m予定(その他随時対応) 0カ所
	エ 無電柱化の推進	無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去 通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	(道路整備課) 無電柱化推進事業 ・市道相模氷川 (道路計画課) 相模原市無電柱化推進計画の策定 (都市整備課) 放置自転車の移動(旧相模原市域) (路政課・各土木事務所) 23台(旧四町) (学務課) 通学路交通安全プログラムに基づき、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行った。実地踏査実施校12校、改善要望提出校24校 (道路計画課) 東林地区(南区)、星が丘地区(中央区)で実施した生活道路エリア対策について、国と連携して対策の推進を図った。	無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去 通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	(道路整備課) 無電柱化推進事業 ・市道相模氷川 (路政課・各土木事務所) 1000m予定(その他随時対応) 0カ所

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 事故危険箇所対策等の推進	道路標識の設置	(路政課・各土木事務所) 8基	道路標識の設置	(道路整備課) 道路改良事業
		カーブミラーの設置	118基	カーブミラーの設置	国道・県道
		カラーニート舗装の整備	9か所	カラーニート舗装の整備	・県道52号(相模原町田) ・県道76号(山北藤野)
		道路照明灯の設置	5基 232m	道路照明灯の設置	都市計画道路
	イ 幹線道路における交通規制	道路照明灯の設置	6か所	道路照明灯の設置	・相模大野線 ・橋本相原線
		防護柵の設置	市道 ・市道下九沢大島 計1路線	防護柵の設置	・宮上横山線 市道
		自発光式道路鋏の設置	(道路整備課) 道路改良事業	自発光式道路鋏の設置	・市道新戸相武台 ・市道淵野辺中和田 計7路線
	ウ 適切に機能分担された道路網の整備	道路改良事業(国道・県道・都市計画道路・市道の整備)	国道・県道 ・国道413号 ・県道76号(山北藤野) ・県道510号(長竹川尻) 都市計画道路 ・相模大野線 ・相模原二ツ塚線 ・宮上横山線 市道 ・市道相原76号 ・市道新戸相武台 ・市道淵野辺中和田 計9路線	道路改良事業(国道・県道・都市計画道路・市道の整備)	(路政課・各土木事務所) 9基 109基 17か所 5基 230m 8か所 市道 ・市道下九沢大島 ・市道宮原中野 計2路線
	エ 改築等による交通事故対策の推進				
(3) 交通安全施設等整備事業の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	バリアフリー乗降場の設置	(路政課・各土木事務所) 0か所	バリアフリー乗降場の設置	(学務課) 上記1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照
		歩行者動線の段差解消	3か所	歩行者動線の段差解消	
		通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)	(学務課) 上記1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照	通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)	(路政課・各土木事務所) 随時 2か所予定(その他随時対応)
		交通安全対策に関する情報共有	(中央区役所地域振興課)	交通安全対策に関する情報共有	(中央区役所地域振興課)
	イ 交通安全施設等の計画的な維持管理	交通安全運動等の実施	区内の自転車事故対策、自転車盗難及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、中央区安全・安心まちづくり推進協議会自転車事故等対策専門部会において、高校・交通安全関係団体・警察署と連携し、自転車事故等対策の推進を図った。	交通安全運動等の実施	区内の自転車事故対策、自転車盗難及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、中央区安全・安心まちづくり推進協議会自転車事故等対策専門部会において、高校・交通安全関係団体・警察署と連携し、自転車事故等対策の推進を図る。

(5) 自転車利用環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 自転車通行環境ネットワークの形成	自転車駐車場の整備 自転車通行環境整備事業	(都市整備課) 自転車駐車場の整備 JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進め、令和元年度中に南橋本駅に有料自転車駐車場を整備した。	自転車駐車場の整備 自転車通行環境整備事業	(都市整備課) 自転車駐車場の整備に向けた調整 JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場について、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進める。
	イ 歩行者・自転車の通行区分の明確化		(道路計画課) 自転車通行環境の地元調整、設計、整備 整備完了箇所：市道相模大野 170m		(道路計画課) 自転車通行環境の地元調整、設計、整備
	ウ 自転車駐車場・駐車スペースの確保				
(6) 公共交通関連施策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 公共交通機関利用の促進	交通需要マネジメント(TDM)の推進 コミュニティバス等の導入 バス利用の活性化対策 モビリティ・マネジメント(MM)の推進	(交通政策課) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 ・橋本駅南口において相模原北警察署との合同による一般車及び企業バスの適正利用の啓発活動(7月) コミュニティバス等の導入 ・大沢地区コミュニティバスの本格運行を継続 ・大野北地区コミュニティバスの運行ダイヤを見直した内容での運行を実施 ・内郷地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・根小屋地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・吉野・与瀬地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・牧野地区乗合タクシーの運行終了に伴い、菅井地区及び篠原地区のデマンド交通の実証運行に関する検証を実施し、継続運行に関して検討 バス利用の活性化対策 ・ノンステップバスの導入補助を実施 MMの推進 ・公共交通の利用促進の啓発チラシ配布(6月) ・大野北地区の地域イベントにおいて、コミュニティバスの利用促進を目的として、バスの展示や乗り方教室、利用意向アンケートの実施(9月) ・職員に対し、カーフリーデーに合わせて公共交通の利用促進を啓発(9月)	交通需要マネジメント(TDM)の推進 コミュニティバス等の導入 バス利用の活性化対策 モビリティ・マネジメント(MM)の推進	(交通政策課) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 ・橋本駅南口において相模原北警察署との合同による一般車及び企業バスの適正利用の啓発活動(7月中止・10月実施検討中) コミュニティバス等の導入 ・大沢地区コミュニティバスの本格運行を継続 ・大野北地区コミュニティバスの本格運行を継続 ・内郷地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・根小屋地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・吉野・与瀬地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・菅井地区及び篠原地区のデマンド交通の実証運行に関する検証を実施し、継続運行に関して検討 バス利用の活性化対策 ・ノンステップバスの導入補助を実施 MMの推進 ・大野北地区の地域イベントにおいて、コミュニティバスの利用促進を目的として、バスの展示や乗り方教室、利用意向アンケートの実施 ・職員に対し、カーフリーデーに合わせて公共交通の利用促進を啓発
	イ 自動車利用の効率化				
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 災害に備えた道路の整備	橋梁の耐震対策の推進 法面防災対策の推進	(路政課・土木事務所) 0か所 点検221箇所、対策実施箇所5か所 4か所	橋梁の耐震対策の推進 法面防災対策の推進	(路政課・土木事務所) 10か所 点検333か所、対策実施箇所10か所 2か所
	イ 災害発生時における交通規制	道路管理情報システム等、道路交通状況提供装置の整備		道路管理情報システム等、道路交通状況提供装置の整備	

(8) 総合的な駐車対策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 秩序ある駐車対策の推進	違法駐車等防止対策	(交通・地域安全課) 相模原駅、相模大野駅及び橋本駅の3駅において、概ね毎月1回、定期的に違法駐車台数調査を実施した。 (各区役所地域振興課) 違法駐車に関する要望に対応した。	違法駐車等防止対策	(交通・地域安全課) 相模原駅、相模大野駅及び橋本駅の3駅において、概ね毎月1回、定期的に違法駐車台数調査を実施する。 (各区役所地域振興課) 違法駐車に関する要望に対応する。
	イ 違法駐車対策の推進				
	ウ 駐車場等の整備				
	エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚				
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 道路交通情報の充実	「住区基幹公園」、「都市基幹公園」の整備 こどもセンター・児童館・児童クラブ放課後子ども教室の運営 道路点検パトロール 路上放置自動車の撤去 不法看板等の撤去	(公園課) 公園の整備等 ・スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業 スポーツ・レクリエーションゾーン(約10ha)について、給排水衛生設備、芝生広場、屋外トイレ、人工芝フィールド等の工事を実施 (こども・若者支援課) ・こどもセンターの運営 市内24箇所、開館時間:午前9時から午後5時 年末年始及びこどもセンター休館日(偶数月の第3日曜日)を除く ・児童館の運営 市内23箇所、開館時間:平日午後1時から午後5時 土・日・学校長期休業日 午前9時から午後5時 年末年始を除く ・児童室の運営 市内1箇所、開館時間:午後1時から午後5時 月曜・祝日・年末年始を除く ・児童クラブの運営 市内68箇所(こどもセンター内・独立施設・小学校内 余裕教室にて運営) 開設時間:平日 授業終了時から午後6時 (延長は午後7時まで) 土・学校長期休業日 午前8時から午後6時 (延長は午後7時まで)日・祝日・年末年始を除く 対象:小学校1年生から3年生の児童 (桂北・光が丘・もえぎ台は小学校4年生まで) (支援が必要な児童は小学校6年生まで) ・放課後子ども教室(教室実施型)の運営 市内4箇所(学校施設) 開設時間:平日授業終了時から午後5時 土・日・祝日・年末年始・学校長期休業日を除く (中央小のみ学校長期休業日も実施) 対象:小学校1年生から6年生の児童	「住区基幹公園」、「都市基幹公園」の整備 こどもセンター・児童館・児童クラブ放課後子ども教室の運営 道路点検パトロール 路上放置自動車の撤去 不法看板等の撤去	(公園課) 公園の整備等 ・スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業 スポーツ・レクリエーションゾーン(約10ha)について、倉庫建設、遊戯施設、人工芝フィールド等の工事を実施 (こども・若者支援課) ・こどもセンターの運営 市内24箇所、開館時間:午前9時から午後5時 年末年始及びこどもセンター休館日(偶数月の第3日曜日)を除く ・児童館の運営 市内23箇所、開館時間:平日午後1時から午後5時 土・日・学校長期休業日 午前9時から午後5時 年末年始を除く ・児童室の運営 市内1箇所、開館時間:午後1時から午後5時 月曜・祝日・年末年始を除く ・児童クラブの運営 市内68箇所(こどもセンター内・独立施設・小学校内 余裕教室にて運営) 開設時間:平日 授業終了時から午後6時 (延長は午後7時まで) 土・学校長期休業日 午前8時から午後6時 (延長は午後7時まで)日・祝日・年末年始を除く 対象:小学校1年生から3年生の児童 (桂北・光が丘・もえぎ台、藤野、藤野南は小学校4年生まで) (支援が必要な児童は小学校6年生まで) ・放課後子ども教室(教室実施型)の運営 市内4箇所(学校施設) 開設時間:平日授業終了時から午後5時 土・日・祝日・年末年始・学校長期休業日を除く (中央小のみ学校長期休業日も実施) 対象:小学校1年生から6年生の児童
	イ 道路の占用の適正化等				
	ウ 子どもの遊び場等の確保				
	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限				

	<p>才 地域に応じた交通の安全の確保</p>		<p>・放課後子ども教室(事業実施型)の運営 市内47箇所(こどもセンター、児童館) 開設時間:任意の事業実施日・時間 対象:小学校1年生から6年生の児童</p> <p>(路政課・各土木事務所) 市道 週4～5回(直営) 国県道 週2～4回(委託) 27台 96件</p>		<p>・放課後子ども教室(事業実施型)の運営 市内47箇所(こどもセンター、児童館) 開設時間:任意の事業実施日・時間 対象:小学校1年生から6年生の児童</p> <p>(路政課・各土木事務所) 市道 週4～5回(直営) 国県道 週2～4回(委託) 随時 随時</p>
--	-------------------------	--	---	--	---

2 交通安全思想の普及徹底

施策名及び細施策名		令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 幼児に対する交通安全教育の推進	交通安全教室の実施 スケアード・ストレイト事業の実施	(交通・地域安全課) 防犯交通安全指導員による交通安全教室及び民間事業者との協働による自転車安全講習会を実施した。	交通安全教室の実施 スケアード・ストレイト事業の実施	(交通・地域安全課) 防犯交通安全指導員による交通安全教室及び民間事業者との協働による自転車安全講習会を実施する。
	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	スケアード・ストレイト補助事業の実施 教科・領域における安全指導	(生涯学習課) 令和元年度、公民館における「高齢者学級」は26館で実施されており、高齢者学級では6回交通安全に係る講座が開催された。	スケアード・ストレイト補助事業の実施 各教科等・領域における安全指導	(中央区役所地域振興課) 幼児の保護者に対する交通安全教育 幼稚園・保育園を通じて幼児の保護者向け交通安全啓発チラシの作成及び配布等 小中学生に対する交通安全教育 小中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 高校生に対する交通安全教育 ・中央区自転車マナーアップデー(6/10、9/9、11/11)に区内交差点において、交通安全関係団体と連携し、自転車利用中の高校生を対象都市、声掛けによる啓発活動を実施する。(再掲) ・新高校1年生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布
	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進		(中央区役所地域振興課) 幼児の保護者に対する交通安全教育 幼稚園・保育園を通じて幼児の保護者向け交通安全啓発チラシの作成等について検討を行った。 小学生に対する交通安全教育 入学式において、児童及び保護者に、相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の周知を図るとともに、家庭での交通安全教育についての声かけによる意識啓発を実施した。 小中学生に対する交通安全教育 小学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 中学生向け交通安全啓発チラシについて検討を行った。		地域における交通安全教育の推進 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。 高齢者に対する交通安全教育 ・高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施する。 ・相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例と関連付け、家庭において適切な指導・助言を行うよう、地域の会合等で呼びかけを実施する。
	エ 高校生に対する交通安全教育の推進		高校生に対する交通安全教育 ・中央区自転車マナーアップデー 区内交差点において、自転車利用中の高校生を対象とし、交通事故防止の意識啓発を実施 ・新高校1年生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布		スケアード・ストレイト事業 県立相模原高校で実施
	オ 成人に対する交通安全教育の推進		地域における交通安全教育の推進 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。 高齢者に対する交通安全教育 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施した。 相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例と関連付け、家庭において適切な指導・助言を行うよう、地域の会合等で呼びかけを実施した。		(学校教育課) 保健学習における交通安全教育 ・小学校5年生・・・「交通事故の防止」危険を予測し、正しい判断をして安全に行動すること、車の特徴や安全な環境づくりについて学習する。 ・中学校2年生・・・「交通事故の発生要因」交通事故による障害は、人的要因・環境要因及びそれらの相互のかかり合いによって発生することについて学習する。 「交通事故の危険予測と回避」交通事故による障害を防止するためには人的要因や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因に対して適切な対策を行うことについて学習する。
	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進		(各区役所地域振興課) スケアード・ストレイト事業 県立高等学校3校で実施した。 津久井高等学校・相模田名高等学校・相模原中等教育学校		交通安全週間等における登下校時の街頭指導配置 下校時の引率による歩行指導 長期休業前の交通安全指導 自転車保険加入の義務化について、児童・生徒への周知 自転車交通安全教材の周知・活用の促進
	キ 障害者に配慮した交通安全教育の推進				

施策内容	ク 外国人に対する交通安全教育の推進	<p>(緑・南区役所地域振興課) 自治会等が自主的に実施するスケアード・ストレイト事業経費の補助 (緑:希望団体が無かったため、実績なし) (南:3団体)</p> <p>(学校教育課) 保健学習における交通安全教育を行った。 ・小学校5年生...「交通事故の防止」危険を予測し、正しい判断をして安全に行動すること、車の特徴や安全な環境づくりについて学習した。 ・中学校2年生...「交通事故の発生要因」交通事故による障害は、人的要因・環境要因及びそれらの相互のかかりによって発生することについて学習した。「交通事故の危険予測と回避」交通事故による障害を防止するためには人的要因や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因に対して適切な対策を行うことについて学習した。 交通安全週間等における登下校時の街頭指導配置を実施した。 下校時の引率による歩行指導を実施した。 長期休業前の交通安全指導を実施した。 自転車保険加入の義務化について、児童・生徒への周知を行った。 自転車交通安全教材の周知及び活用の促進を図った。</p>	<p>(生涯学習課) 今年度も同等数の学級が開催される見込みだが、市民が主体となって学級内容を計画しているため、交通安全に係る取組が予定されるか否かは現段階では確認できない。</p> <p>(南区役所地域振興課) 地域における交通安全教育の推進 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。 スケアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施(上鶴間高等学校) 自治会等が自主的に実施するスケアード・ストレイト事業の経費の補助</p> <p>(緑区役所地域振興課) 高齢者に対する交通安全教育 ・高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施する。 ・高齢者事故防止等対策キャンペーンを実施し、高齢者等に対して交通安全に関する啓発を行う。 スケアード・ストレイト事業 県立高等学校1校で実施する。(相模原総合高校) 自治会等が自主的に実施するスケアード・ストレイト事業経費の補助をする。</p>	
	(2)効果的な交通安全教育の推進	<p>主な事業</p> <p>スケアード・ストレイト事業の実施(再掲)</p> <p>自転車シミュレーターによる交通安全教室</p> <p>県等との連携</p>	<p>取組内容</p> <p>(各区役所地域振興課) スケアード・ストレイト事業 県立高等学校3校で実施した。 津久井高等学校・相模田名高等学校・相模原中等教育学校</p> <p>(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図った。 (緑区は東日本台風の影響により、ブースの出展を見合わせたため、実績なし) (南区役所地域振興課) 大型店舗や警察と協力し、施設内などでの交通安全教室を開催する。</p> <p>(交通・地域安全課) 自転車シミュレーターを活用し、春期・夏期・冬期休業中(鹿沼児童交通公園)、高齢者対象、地域への出前講座による交通安全教室を実施した。</p>	<p>主な事業</p> <p>スケアード・ストレイト事業の実施(再掲)</p> <p>自転車シミュレーターによる交通安全教室</p> <p>県等との連携</p>
施策内容	ア 参加・体験・実践型の教育の活用			
	イ 資機材の貸与			
	ウ 講師の派遣			

(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 交通安全市民運動の推進	交通安全運動等の実施(再掲) 周知・啓発活動等 広報の実施	(各区地域振興課) (再掲)1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 (中央区役所地域振興課) 中央区自転車マナーアップデー(6/12、9/11、11/13)において、交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施する。	交通安全運動等の実施(再掲) 周知・啓発活動等 広報の実施	(各区役所地域振興課) (再掲)1(3)交通安全施設等整備事業の推進 参照 (学校教育課) 学校・地域と連携し、登下校の見守り等の交通安全活動の実施 自転車交通安全教材の周知・活用の促進(再掲)
	イ 高齢者事故防止運動の推進		(地域保健課) リーフレットの配布や着ぐるみ等による薬物乱用防止啓発活動を実施した。 第46回相模原市民若葉まつり(5/11、5/12)、ダメ。ゼッタイ。普及啓発活動(7/1)、津久井やまびこ祭り(10月)、健康フェスタ(10月)、麻薬・覚醒剤乱用防止運動(11月)、薬物乱用防止啓発事業in相模原ギオンスタジアム(12月)、はたちのつどい(1月) 薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に薬物乱用防止講習会を開催した。(1月)		(地域保健課) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止の可能性あり。 リーフレットの配布や着ぐるみ等による薬物乱用防止啓発活動を実施する。 津久井やまびこ祭り(10月)、健康フェスタ(10月)、麻薬・覚醒剤乱用防止運動(11月)、はたちのつどい(1月)、薬物乱用防止啓発事業(未定) 薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に薬物乱用防止講習会を開催する。(1月)
	ウ 自転車の安全利用の推進		関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、薬物乱用防止連絡会を開催した。(7月) 薬物乱用防止教室に講師として職員を派遣(7/2、2/14、2/26)		関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、薬物乱用防止連絡会を開催する。(7月) 薬物乱用防止教室に講師として職員を派遣(予定)
	エ 二輪車事故防止運動の推進		(中央区役所地域振興課) 幼児の保護者に対する交通安全教育 幼稚園や保育園を通じて、幼児の保護者向け交通安全啓発チラシの作成及び配布等について検討を行った。(再掲)		(交通・地域安全課) 5月の自転車マナーアップ強化月間等に合わせ、庁内放送や動画広告等を活用し交通安全の広報を実施する。
	オ 飲酒運転根絶運動の推進		小中学生に対する交通安全教育 小学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布(再掲) 中学生向け交通安全啓発チラシについて検討を行った。(再掲)		安全・安心まちづくり標語・ポスターの募集を行い、安全・安心まちづくり表彰式において表彰する。 相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の周知、広報を実施する。
	カ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底		パンフレットや啓発物品等の配布による啓発活動 第46回市民若葉まつり(5/11、5/12) 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習の実施(再掲) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図った。(再掲)		(中央区役所地域振興課) 幼児の保護者に対する交通安全教育 幼稚園や保育園を通じて、幼児の保護者向け交通安全啓発チラシの作成及び配布(再掲) 小中学生に対する交通安全教育 小学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布(再掲)
	キ チャイルドシートの正しい使用の徹底		(交通・地域安全課) 5月の自転車マナーアップ強化月間等に合わせ、庁内放送や動画広告等を活用し交通安全の広報を実施した。 安全・安心まちづくり標語・ポスターの募集を行い、安全・安心まちづくり表彰式において表彰した。 相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の周知、広報を実施した。		パンフレットや啓発物品等の配布による啓発活動 第47回市民桜まつり(4/4、4/5) 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習の実施(再掲) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。(再掲) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施する。 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図る。
	ク 反射材用品等の普及促進				

	<p>ケ 危険ドラッグ対策の推進</p>		<p>(中央区役所地域振興課) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施した。 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図った。 中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組、インスタグラム、フェイスブック、デジタルサイネージで、交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図った。 加害事故等への広報啓発及び損害賠償保険等への加入促進 ・新高校1年生及び中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 ・窓口及び区役所内に損害賠償保険の加入に関するパンフレット・パネル等を配架及び配置。 ・地域の会合等において相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例と関連付けて、損害賠償保険等への加入の呼びかけを実施した。 自転車の乗車に対する広報啓発活動 キャンペーン等での反射材の配布</p>		<p>中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組、インスタグラム、フェイスブック、デジタルサイネージで、交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図る。 加害事故等への広報啓発及び損害賠償保険等への加入促進 ・新高校1年生及び中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布 ・窓口及び区役所内に損害賠償保険の加入に関するパンフレット・ポスター等を配架及び配置 ・地域の会合等において相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例と関連付けて、損害賠償保険等への加入の呼びかけを実施する。 反射材の普及促進 反射材等を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布し、着用について啓発を行う。</p> <p>(南区役所地域振興課) 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」「区長談話室」等に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図る。</p> <p>(緑区役所地域振興課) 自治会員回覧用に発行されている「地域情報紙」へ交通安全情報を掲載し、啓発活動を実施する。 市ホームページの緑区役所のページにて、各季で実施される交通安全に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及活動を図る。</p>
	<p>コ 効果的な広報の実施</p>		<p>(南区役所地域振興課) 市ホームページの「区長談話室」等に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図った。</p> <p>(緑区役所地域振興課) 自治会員回覧用に発行されている「地域情報紙」へ交通安全情報を掲載し、啓発活動を実施した。 市ホームページの緑区役所のページにて、各季で実施される交通安全に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及活動を図った。</p> <p>(学校教育課) 学校と地域で連携し、登下校の見守り等の交通安全運動を実施した。 自転車交通安全教材の周知及び活用の促進を図った。</p>		
<p>(4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進</p>	<p>主な事業</p>	<p>取組内容</p>	<p>主な事業</p>	<p>取組内容</p>	
<p>施策内容</p>	<p>ア 地域交通安全推進団体等への支援</p> <p>交通安全関係団体と連携した各種キャンペーンの実施</p> <p>相模原市安全・安心まちづくり推進協議会等を中心とした関係団体の連携</p> <p>各種団体が実施する交通安全活動の支援</p>	<p>(南区役所地域振興課) 南区内の高等学校・大学の学生が主体となって行う「南区学生自転車会議」を開催した。 ・相模原南警察署などの関係団体とともに啓発活動を行った。</p> <p>(緑区役所地域振興課) 緑区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施した。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)した。</p>	<p>交通安全関係団体と連携した各種キャンペーンの実施</p> <p>相模原市安全・安心まちづくり推進協議会等を中心とした関係団体の連携</p> <p>各種団体が実施する交通安全活動の支援</p>	<p>(中央区役所地域振興課) 中央区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施。 ・相模原地区県立学校長会議による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)。 区内の自転車事故対策、自転車盗難対策及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、高校・交通安全関係団体・警察署と連携した中央区安全・安心まちづくり推進協議会自転車事故等対策専門部会において、自転車事故等の対策について情報交換、連携を図る。(再掲) 交通安全活動の支援 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。(再掲)</p>	

<p>イ 関係機関・団体等が一体となった交通安全に関する施策の展開</p>		<p>(中央区役所地域振興課) 中央区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施。 ・相模原地区県立学校長会議による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施した(5月、10月)。</p> <p>(南区役所地域振興課) 南区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施した。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施した(5月、10月)。 交通安全活動の支援 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付した。(再掲)</p> <p>(緑区役所地域振興課) 相模原北交通安全協会、津久井交通安全協会と連携し、高齢者特別対策キャンペーンにて、高齢者への交通事故防止を呼びかけた。</p> <p>(中央区役所地域振興課) 区内の自転車事故対策、自転車盗難対策及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、高校・交通安全関係団体・警察署と連携した中央区安全・安心まちづくり推進協議会自転車事故等対策専門部会において、自転車事故等の対策について情報交換、連携を図る。(再掲) 交通安全活動の支援 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。(再掲)</p>		<p>(南区役所地域振興課) 南区内の高等学校・大学の学生が主体となっていく「南区学生自転車会議」を開催する。 ・相模原南警察署などの関係団体とともに啓発活動を行う。</p> <p>南区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)する。 交通安全活動の支援 交通安全活動を推進するため、交通安全推進団体に交付金を交付する。(再掲)</p> <p>(緑区役所地域振興課) 緑区安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(10月)する。</p>
<p>(5)住民の参加・協働の推進</p>	<p>交通安全運動等の実施(再掲) 啓発看板等の促進(再掲)</p>	<p>(各区役所地域振興課) 1(3) 交通安全施設等整備事業の推進 参照 1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照</p>	<p>交通安全運動等の実施(再掲) 啓発看板等の促進(再掲)</p>	<p>(各区役所地域振興課) 1(3) 交通安全施設等整備事業の推進 参照 1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照</p>

3 安全運転の確保

施策名及び細施策名	令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 運転者教育等の充実	運転者教育の充実	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図った。(再掲) (緑区は東日本台風の影響により、ブースの出展を見合わせたため、実績なし)	運転者教育の充実	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。(再掲)
	エコドライブの推進	(環境保全課) 相模原市民若葉まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行った。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催するほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行った。	エコドライブの推進	(環境保全課) 市内のイベントにおいて、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行う。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催するほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行う。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行う。
(2) エコドライブ等の推進	電気自動車充電設備の整備	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放した。 令和2年3月末現在設置数: 4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から	電気自動車充電設備の整備	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放する。 令和2年3月末現在設置数: 4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から
	水素供給設備の整備促進	燃料電池自動車の普及に不可欠な水素供給設備の整備促進を図るため、市内に定置式の水素供給設備を整備する事業者に対し経費の一部補助を実施した。 (令和2年5月稼働開始予定) また、九都県市等、他自治体と連携し、国に対し規制緩和等の要望活動を行った。	水素供給設備の整備	これまでの2箇所の移動式水素供給設備(移動式水素ステーション)に加え、5月からは市内初の定置式水素ステーションが開設。「水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、次世代のエネルギーである水素エネルギーの普及に向けた取り組みを行う。

4 車両の安全性の確保

施策名及び細施策名	令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 自動車の点検整備の充実	TSマークの普及促進	(交通・地域安全課) 市ホームページにTSマークの普及を目的とした記事を掲載した。 TSマークの普及等を目的としたチラシを交通安全教室や各種イベント等で配布した。	TSマークの普及促進	(交通・地域安全課) 市ホームページにTSマークの普及を目的とした記事を掲載する。 TSマークの普及等を目的としたチラシを交通安全教室や各種イベント等で配布する。
	反射材の普及促進	(緑区役所地域振興課) 市ホームページの緑区役所のページにて、TSマークの普及を図った。 反射材等を啓発物品として作成し各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布した。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図った。	反射材の普及促進	(緑区役所地域振興課) 市ホームページの緑区役所のページにて、TSマークの普及を図る。 反射材等を啓発物品として作成し各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布する。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。
	自動車保守管理の徹底促進		自動車保守管理の徹底促進	

<p>(2) 自転車の安全性の確保</p>		<p>(中央区役所地域振興課) TSマークに関するリーフレットの配架及びホームページの更新 自転車マナーアップキャンペーンにおいて、関係団体との連携により、通行者の自転車の点検を行うことで、点検整備の意識の高揚を図った。 反射材等を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布した。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図った。</p> <p>(南区役所地域振興課) 神奈川県自転車商協同組合との連携により、5月の自転車マナーアップキャンペーンにおいて、通行者の自転車の点検を行うことで定期的に点検整備をする意識を醸成し、自転車の安全性の確保に努めた。</p>	<p>(中央区役所地域振興課) TSマークに関するリーフレットの配架及びホームページの更新 自転車マナーアップキャンペーンにおいて、関係団体との連携により、通行者の自転車の点検を行うことで、点検整備の意識の高揚を図った。 反射材の普及促進 反射材等を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布し、着用について啓発を行う。(再掲) 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。</p> <p>(南区役所地域振興課) 反射材等を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布する。 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。</p>
-----------------------	--	--	--

5 道路交通秩序の維持

施策名及び細施策名	令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
<p>(1) 交通の指導・取締りの強化等</p>	<p>学童通学安全指導員の配置</p> <p>学校安全活動団体の活動への支援</p> <p>通学路巡回パトロールの実施</p> <p>通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)</p> <p>自転車利用者に向けた広報啓発活動</p> <p>安全・安心パトロールの実施</p>	<p>(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置した。 登校時74か所、下校時28か所、防犯対策5か所 地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成した。助成団体52団体 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施した。 令和2年3月は、市内全小学校の休校に伴い実施無し。 上記1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照</p> <p>(中央区役所地域振興課) 春の全国交通安全運動(5/11～5/20)、 夏の交通事故防止運動(7/11～7/20)、 秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)、 年末の交通事故防止運動(12/11～12/20)、 自転車マナーアップ運動(5月)、 相模原地区交通安全デー(5月、10月)、</p>	<p>学童通学安全指導員の配置</p> <p>学校安全活動団体の活動への支援</p> <p>通学路巡回パトロールの実施</p> <p>通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)</p> <p>自転車利用者に向けた広報啓発活動</p> <p>安全・安心パトロールの実施</p>	<p>(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置する。 地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成する。 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施する。 上記1(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 参照</p> <p>(中央区役所地域振興課) 春の全国交通安全運動(4/6～4/15)、 夏の交通事故防止運動(7/11～7/20)、 秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)、 年末の交通事故防止運動(12/11～12/20)、 九都県市一斉自転車マナーアップ運動(5/1～5/31)、 相模原地区交通安全デー(5月、10月)、</p>

<p>(2)安全・安心パトロール等の強化</p>		<p>中央区自転車マナーアップデー(6/12、9/11、11/13)、安全・安心パトロール(8月を除く毎月20日)、高齢者交通事故防止運動、二輪車交通事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動において、中央区安全・安心まちづくり推進協議会各支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施した。(再掲)</p> <p>自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施した。(再掲)</p> <p>市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図った。(再掲)</p> <p>中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組、インスタグラム、フェイスブック、デジタルサイネージ等で交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図った。(再掲)</p> <p>加害事故等への広報啓発(再掲)</p> <p>新高校1年生及び中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布</p> <p>(各区役所地域振興課)</p> <p>毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、地域振興課を中心に区内の小学校を順番にパトロールを実施した。また、南区役所地域振興課においては、毎月20日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールした。</p> <p>(緑区:10月は東日本台風、3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止)</p> <p>(学校教育課)</p> <p>青少年街頭指導員による下校指導を行った。</p>		<p>中央区自転車マナーアップデー(6/10、9/9、11/11)、高齢者交通事故防止運動、二輪車交通事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動において、中央区安全・安心まちづくり推進協議会各支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携し、チラシや物品配布等による啓発活動を実施する。(再掲)</p> <p>自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施する。(再掲)</p> <p>市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図る。(再掲)</p> <p>中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組、インスタグラム、フェイスブック、デジタルサイネージ等で交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図る。(再掲)</p> <p>加害事故等への広報啓発(再掲)</p> <p>新高校1年生及び中学生向け交通安全啓発チラシの作成及び配布</p> <p>(各区役所地域振興課)</p> <p>毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、区内の小学校を順番にパトロールを実施する。また、南区役所地域振興課においては、毎月20日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールした。</p> <p>4月、5月については新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>(学校教育課)</p> <p>青少年街頭指導員による下校指導</p>
--------------------------	--	--	--	---

6 救急医療体制等の充実と推進

施策名及び細施策名	令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1)救急体制の充実・強化と推進	救急高度化に伴う救急救命士の養成 普及講習の実施 救急医療機関数	(救急課) 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行うと共に、高度な救命処置ができる資格取得研修を行った。(薬剤投与、気管挿管、ビデオ喉頭鏡、拡大2行為:34名) 普及講習を開催し2,626人の参加者が得られ、普及講習に満たない講習と合わせると、22,020人の参加者が講習を受けた。	救急高度化に伴う救急救命士の養成 普及講習の実施 救急医療機関数	(救急課) 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに要請し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行うと共に高度な救命処置ができる資格取得研修を行う。 応急手当普及員の養成や救急講習等を積極的に実施することにより、応急手当を実施できる市民を増やし、救急現場において、市民による応急手当が早期に施されることで、心肺停止となった者の救命後遺症の軽減を図る。
(2)救急関係機関等との緊密な連携の推進		(地域医療課) 救急告示医療機関数:病院14か所、診療所1か所		(医療政策課) 救急告示医療機関数:病院14か所、診療所1か所

7 被害者支援の充実と推進

施策名及び細施策名	令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 交通事故相談活動	交通事故相談の実施 交通遺児援護事業の実施 犯罪被害者サポートステーション等の周知 犯罪被害者等相談窓口の設置 自転車損害賠償保険等の周知・加入促進	(区政推進課) 弁護士が相談に対応(予約制) 3箇所 午後1時30分～午後4時まで < 緑区役所市民相談室 > 毎月第1金曜日 < 中央区役所市民相談室 > 毎週月曜日 < 南区役所市民相談室 > 毎月第3月曜日 (地域福祉課) 交通遺児への生活支援の一環として、新たに把握した世帯への見舞金の給付を行う他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行った。 令和元年度実績 激励金の支給 2人(100,000円) 県社協委託事業 寄付金の分配 8人(856,000円) 市社協自主事業 (各区役所地域振興課・交通・地域安全課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を実施した。 (交通・地域安全課) 交通・地域安全課内に設置した本市の犯罪被害者等相談窓口における相談を実施した。 自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、チラシ等を作成し、周知・加入促進を図った。	交通事故相談の実施 交通遺児援護事業の実施 犯罪被害者サポートステーション等の周知 犯罪被害者等相談窓口の設置 自転車損害賠償保険等の周知・加入促進	(区政推進課) 弁護士が相談に対応(予約制) 3箇所 午後1時30分～午後4時まで < 緑区役所市民相談室 > 毎月第1金曜日 < 中央区役所市民相談室 > 毎週月曜日 < 南区役所市民相談室 > 毎月第3月曜日 (地域包括ケア推進課) 交通遺児への生活支援の一環として、新たに把握した世帯への見舞金の給付を行う他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行う予定。 (中央区役所地域振興課) 自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、周知啓発を図る。 (各区役所地域振興課・交通・地域安全課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を実施する。 (交通・地域安全課) 自転車事故の被害者の救済に向け、「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に規定する自転車損害賠償保険等への加入義務化について、チラシ等を作成し、周知・加入促進を図る。
(2) 交通事故被害者等に対する支援				

8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

施策名及び細施策名	令和元年度取組状況		令和2年度取組予定	
	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 鉄道交通の安全	鉄道事業者による安全の確保 (施設改修・運行など)	(交通政策課) 相模原市公共交通整備促進協議会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者3社に要望書を提出した。	鉄道事業者による安全の確保 (施設改修・運行など)	(交通政策課) 相模原市公共交通整備促進協議会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者3社に要望書を提出する。
(2) 踏切道における交通の安全				(道路計画課) 法指定踏切に関する改良計画書を鉄道事業者と協議の上、国に提出する。

【参考資料】

1 交通事故の推移

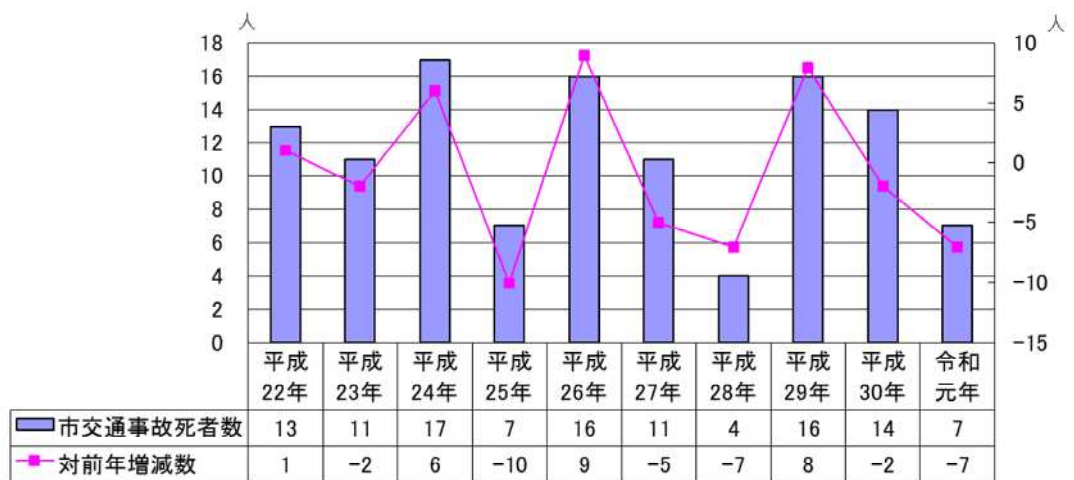
(1) 事故件数

交通事故件数の推移



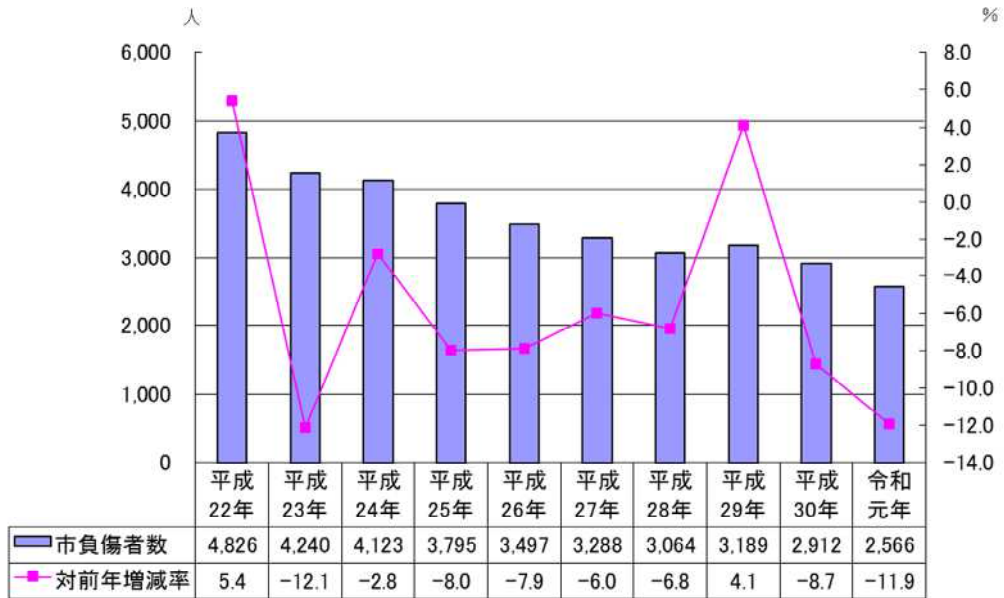
(2) 死者数

交通事故死者数の推移



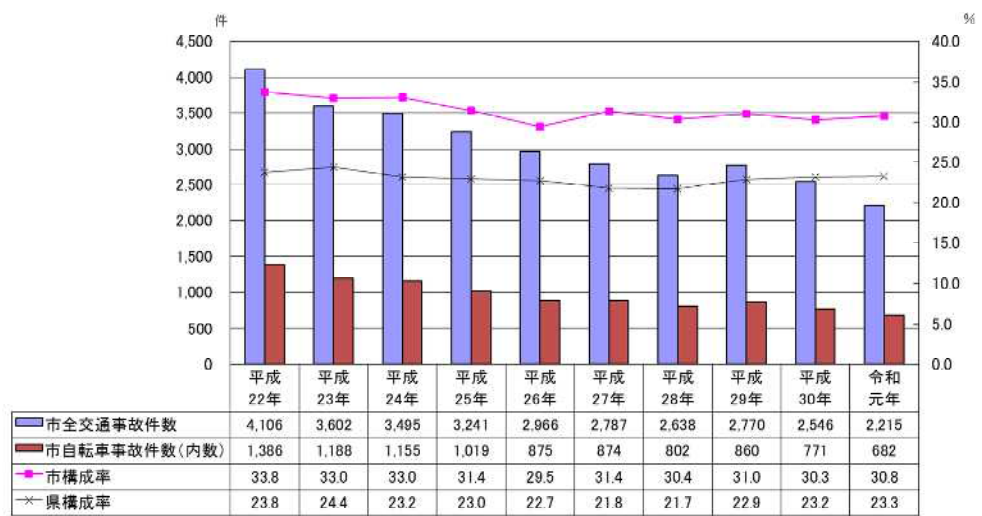
(3) 負傷者数

交通事故負傷者数の推移



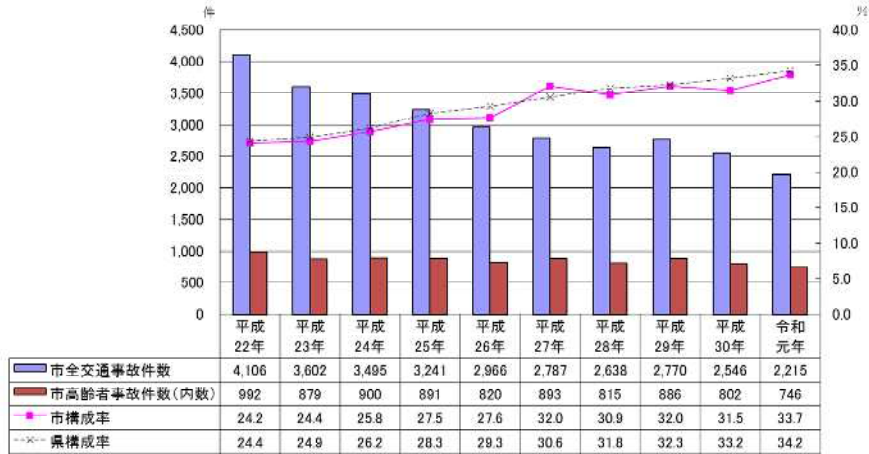
(4) 自転車の交通事故件数

自転車事故件数の推移

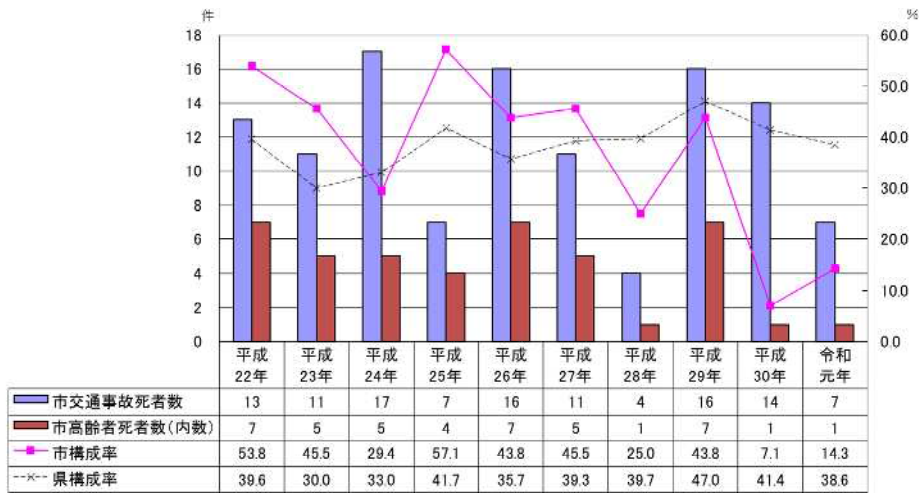


(5) 高齢者の交通事故件数

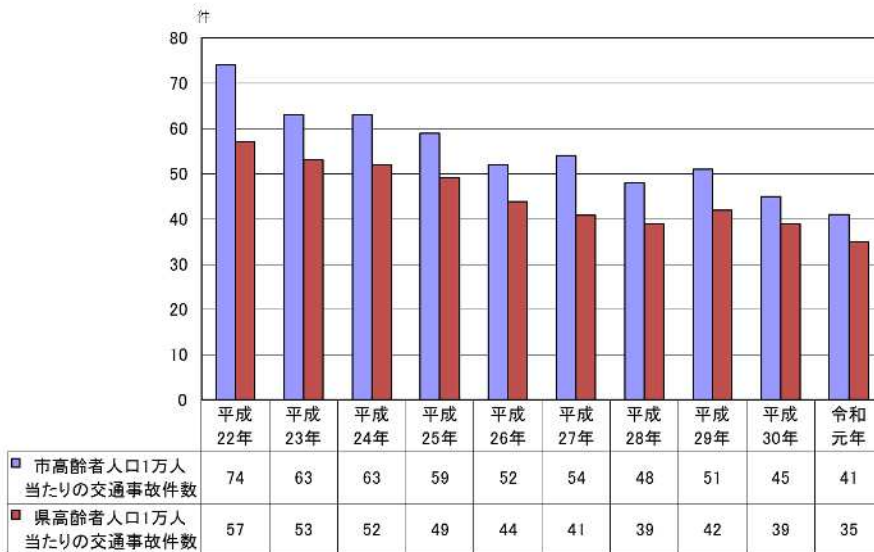
高齢者交通事故件数の推移



高齢者死者数の推移



高齢者人口1万人当たりの交通事故件数の推移



神奈川県統計センター資料より作成

令和元年度 第10次相模原市交通安全計画施策取組状況報告書

発行者 相模原市

編集 相模原市市民局交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8229 FAX：042-757-2941